

目的

公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。

法人の基本的目標

1 教育

ヒト、人、人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。

2 研究

看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。

3 社会貢献

看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。

4 組織運営

適切な組織・人事体制を確立するとともに、経営及び財政の適正化と効率化を図る。

また、適切な点検・評価体制を構築し、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

業務運営に関する目標

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日まで。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育

(1)教育の内容

ア 学部教育

(ア)看護の対象となるヒト、人、人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、及び課題を解決する能力を持った人材を育成する。

(イ)看護実践に関する総合的な能力を養うとともに、看護技術の習得を図る。

- (ウ) 国際化及び高度情報化社会に適切に対応できる基礎的な語学力や I T 活用能力を養う。
- イ 大学院教育
 - (ア) 高度な専門知識及び技術の習得を図るとともに、地域や社会の諸課題又は先端的な分野における研究課題等に対して、実践的に解決する能力を備えた高度な看護職者を育成する。
 - (イ) 保健・医療・福祉の領域から広く人材を受け入れ、看護学の発展に寄与し、国際化社会に対応できる看護学の教育者・研究者を育成する。
- ウ 卒後教育
 - 最新の情報を提供することで専門職としての質の向上を図ることができるよう現場で働く卒業生に対する直接的なフォローアップ体制を確立する。

(2) 教育の実施体制

- ア 教育の質の改善・向上
 - より効果的で魅力ある授業を実施するためのファカルティ・ディベロップメント（教育に関する組織的改善活動）を推進する。
- イ 教育評価システムの確立
 - 教育効果を適切に判定し、学生の学習方法及び教員の授業方法にフィードバックすることのできる評価システムを確立する。
- ウ 教育環境の整備・充実
 - 高度医療を支える自律した看護職の基礎教育に必要な教育環境を整える。特に、自己学習を支援するための I T 利用を推進する。

(3) 優秀な学生の確保

- ア 入学者選抜(学部)
 - 優秀な学生を確保するため、大学の教育理念及びアドミッション・ポリシー（求める学生像及び学生の選抜基準）を明示し、多様な選抜方法を開発・導入する。
- イ 入学者選抜(大学院)
 - 大学院に、保健・医療・福祉の領域から広く職業経験を有する社会人学生を受け入れる。
- ウ 大学の広報
 - 大学の教育理念、アドミッション・ポリシー及び看護学の魅力や将来性を周知し、多くの学生を確保するために積極的な広報活動を行う。

(4) 学生への支援

- ア 学習支援
 - 学生が学習に関する疑問や悩みを容易に相談できる支援体制を強化する。
- イ 生活支援
 - 生活相談、健康相談、学内外における自主的活動等への支援体制を強化し、学生のキャンパス生活の充実を図る。
- ウ 国家試験支援
 - 看護師、保健師及び助産師の国家試験支援体制を強化し、合格率 100 パーセントを目標とする。
- エ 就職支援

就職を希望する学生への相談支援体制を強化し、就職率100パーセントを目標とする。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 目指すべき研究の方向

保健・医療・福祉の分野における基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究プロジェクトを設け、国際的レベルの研究を推進する。

イ 成果の社会への還元

研究成果を社会に発信し、広く理解してもらうための方法を検討し、地域や社会に開かれた大学を目指す。

(2) 研究の実施体制

ア 実施体制

保健・医療・福祉の分野に関連する社会的・地域的要請の高いテーマに対する多様な研究活動を柔軟に推進できるよう弾力的な研究実施体制を構築する。

イ 研究の質の向上

研究の自己点検・評価体制を検討し、研究の質を向上させるための仕組みを整備する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

全国平均を上回るペースで高齢化が進行している大分県において、看護職者及び地域の住民のニーズに応じた取組を行い、地域に積極的に貢献し、開かれた大学を目指す。

(2) 国際社会への貢献

教育・研究における国際交流及び国際協力を促進するとともに、アジアを中心とした看護ネットワークを構築する。

国内外から研修員や留学生を積極的に受け入れる体制を整備し、国際的な看護学教育研究拠点を目指す。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

理事長が強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営ができるよう体制の充実を図る。

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、運営方針を確立し、及びこれを効果的に実行するための運営体制を整える。

教員組織と事務組織の連携を強化し、一体的かつ効率的な組織運営を行う。

(2) 学内資源の効果的配分

人員、予算等の学内資源は、全学的視点に立ち、効果的に配分する。大学の教育、研究及び社会貢献活動において特に力を入れるべき重点領域に予算を集中的に配分する。

(3) 学外有識者の登用

学外の有識者及び専門家を役員又は委員に積極的に登用し、運営の強化を図るととも

に、地域に開かれた大学運営を推進する。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、柔軟な勤務を可能とするため、勤務時間を弾力的に取り扱う。

地域社会への貢献等教員の積極的な学外活動の展開を支援するため、兼業について新たな承認基準を設定し、柔軟かつ適正に運用する。

その他教職員の能力向上及び組織の活性化に資する人事制度を導入する。

(2) 評価制度

業務に対する教員の意識・意欲及び能力を高め、大学の教育・研究等の質及び社会への貢献度を向上させるため、各教員の業績を多面的かつ適正に評価する制度を導入する。

事務職員に対する評価制度の導入についても、併せて検討を行う。

(3) 人材の確保

中長期的な観点から職員定数及び人件費を適正に管理する。

大学の教育研究等の質の向上及び効率的・効果的な運営を実現するため、教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保する。

業務内容や専門性に応じて、大学固有職員、県派遣職員、非常勤職員、人材派遣職員等を適切に配置し、人的資源を効果的に活用することで円滑な組織運営を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 事務等の効率化及び経費の抑制

法人の業務運営方法について全般的に見直し、管理費・運営費の抑制及び業務の効率化を徹底する。

事務処理の集中化、合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制の見直しを行う。また、定期的に点検を行い、必要に応じて改善を行うことで、一層の効率化を図る。

経費抑制に対する教職員の意識改革を図り、法人運営費全体に占める一般事務費の縮減を図る。

外部委託等を有効に活用し、事務処理の効率化及び合理化並びに経費の節減を図る。

他の公立大学法人等との共同事務処理を検討する。

2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

科学研究費補助金その他の外部研究資金を獲得するため、支援体制を整備し、全学的に取り組む。

(2) 自己収入の確保

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

法人の資産を全学的に運用・管理する仕組みを整備し、経営基盤の安定化を図る。

(2) 資産の有効活用

大学の施設・設備を有効に活用し、社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

V 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の実施

法人の掲げる目的の達成に向けて、教育、研究、社会貢献及び組織運営を常に改善していくため、中期計画及び年度計画の達成状況について、毎年度自己点検及び自己評価を行い、大分県地方独立行政法人評価委員会による第三者評価を受ける。

(2) 評価結果の活用

自己点検及び自己評価並びに第三者評価の結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。

2 情報公開の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たすため、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備・活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、長期的な展望の下、施設・設備の整備・活用計画を策定する。

2 大学の安全管理

学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制を整備する。

3 モラルと人権啓発の推進

学生及び教職員のモラルと人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

別表

学 部	看護学部
研究科	看護学研究科